

—「11・22事件」逮捕者ら、全ての政治犯の釈放を—

キムチョルヒョン 金哲顕君 (同志社大 神学部卒) を家族の手に

金哲顕君を救う兵庫県民の会

神戸市灘区八幡町1丁目6-9 神戸雲内教会
☎(078)841-0038 (仲本)・851-2760 (学生センター)

金哲顕君を救う阪神キリスト者グループ

神戸市東灘区御影町西平野字平野27 東神戸教会
☎(078)851-4334 (大下秀三)

■金哲顕君を救おう

一九七五年十月、金哲顕(キム・チョルヒョン)君が留学先の韓国ソウルで、反共法違反、スパイ罪、国家保安法違反などの罪で他の十六名の留学生、青年らとともに逮捕されて以来、二年半を数えることになる。

七六年には、一番(五月)、二審(九月)最終審(十二月)ともに死刑の判決が下ったが、この間家族や金哲顕の属する在日大韓基督教会をはじめ、母校の市立尼崎高校、同志社大学神学部、東京・京都・兵庫のキリスト者、市民グループが救援運動を続けた。

七七年三月一日、金哲顕氏は関連被告のなかで唯一人、大統領特赦の適用を受け、無期徴役に減刑される。そこには政治的おもしろくも含んでいるであろうが、しかし減刑は歓迎すべきであり、救援運動がもたらした成果であることもまた見逃せないであろう。

■この一年間の経過

さて、七七年五月から七八年五月にいたる経過はほぼ次のようである。

五・一 哲顕氏、ソウルより全羅南道光州(クンジュ)の矯導所へ移される。月一度の家族の面接が許可される。

六・二四 「金哲顕君を救う兵庫県民の会」のなかに「阪神キリスト者グループ」(代表 大下秀三氏)発足。ニュース一号でる。

七・一〇一一 哲顕の母が光州に哲顕

氏を訪ね、面接四〇分、元気な顔を見る。通信はまだ受取っていないとの事。

八・五 品川教会牧師佐伯洋一郎氏が光州で哲顕氏と会い、その様子が「獄中訪問記」として「福音主義教会連合」(九・一号)に掲載される。

九・二一 日本基督教団の代表として韓国の大韓イエス教長老会と韓国基督教長老会総会に赴いた大塩清之助氏(板橋大山教会)が、哲顕氏と面会し励ます。雑居房に移され所内の印刷工場で八時間労働している。

一〇月初旬、母が光州へ行き、面会。セーター、金銭、くすりなどを差入れた。「本を読みたい」「自分の不信仰のために、父の病気が快方に向わないのだと思う。申しわけない」と言っていた。「釈放されるだろうから

救援の具体的行動について

次の事を要請いたします。

○金哲顕君救援の集会を今後も絶やさず続けていく

○獄中の金君を励ます葉書を出す

宛先 大韓民国全羅南道光州市

光州矯導所内 金哲顕貴下

○カンパを! 主にニュース作成と送料、家族の面会旅費のために

○他の関連逮捕者の救援に協力する

元氣を出してやりなさい」と言うのと「わたしもそう思っている」とにっこりした。

一・二・五 哲頭氏からの最初の手紙が家族のもとに届く。

七八・一・四一五 母、光州へ行き、面会。金銭、セーター、防寒靴のほか、本として波多野精一「時と永遠」、トルストイ「復活」「アンナ・カレーニナ」を差入れる。これまで他の人から聖書、バルト「ヨブ」、トマス・ア・ケンプス「イミタチオ・クリスチ」などが入っている。矯道所関係者より、アリバイ証言が釈放にとってマイナス材料であることを聞かされる。

二・六 金哲頭氏の父、伊丹市の自宅で逝去される。

■今後の支援のために

金哲頭氏は法廷において、反共法違反、スパイ罪などの起訴事実を認め、服役中である。家族もその立場に立って情状酌量のたん願を続けている。私たちは、他の関連逮捕者の供述と、彼の状況から判断して、そこには彼を逮捕し訴えた韓国中央情報部側の数多くのねつ造を含んでいること、取り調べの際に過度の精神的・肉体的圧迫が作用したものと考え彼の口述内容と事実の間には大きな隔りがあると判断している。

しかし救援者としては、本人と家族の決断を尊重し、今は本人を一日も早く家族の手のうちに取り戻すために最善の努力を払いたい

と考えている。

「11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者」のその後の状況は、まったく予断を許さず、死刑確定者への「転向」強要が以前にも増して厳しく、刑執行の前触れすら感じさせるといふ。

金哲頭氏に関連逮捕者のなかで、唯一人死刑から無期へと減刑されたという事実は、当

「無言の主張」を聞く

——「李哲さんを救う会」のニュースを読んで——

七七・九・一六 宝塚教会牧師 辻建

この文章は、阪神キリスト者グループのニュースに発表されたものです。佐伯氏の「業積」(?)には触れないが、彼の言行が多く在日韓国人政治犯と、その家族にとっては、検事の立場からの追求と二重写しになっている姿を理解してもらえればと思います。

李哲さんの救援ニュース「暗闇を撃て」七号、八号を読ませて頂きました。死刑確定から六ヶ月、尊い命がいつ奪われるかも知れない危機的な状況のもとで、救援にたずさわると両親や皆さまの心中をお察し致します。

私たちが救援を続けております金哲頭君は、現在関香淑さんと同じく光州矯導所で無期懲役の刑に服しております。香淑さんのお母さんがそうであるように、哲頭君のお母さんも七月十日、ご主人の妹さんと共にそこを訪れ本人の無事な顔をたしかめておられます。

然喜ぶべきことではあるが、そのことによつて他の逮捕者に動揺を与え、救援運動を分断しようとする意図の含まれていることを、重々警戒すべきであろう。

私たちは、他の関連逮捕者の救援と協力しながら、今後も救援の動きを続けていきたいと思う。息の長い救援のために、カンパと支援をお願いします。

哲頭君は尼崎市の出身で七四年四月から韓国神学大学に学んでいましたが一昨年十月、

李哲さんらと共に一連の「在日韓国人留学生スパイ事件」政治犯として逮捕され、一審から最終審まで白玉光さん、康宗憲さんとともに死刑確定となった一人でした。起訴内容も「北」へ侵入してスパイ教育を受けた、韓国内で騒乱を企てたなど日時の相違はあったとしても共通しています。

李哲さんの場合との相違は裁判の過程で現われてまいります。李哲さんの 控訴審で……

しかし第二審にきて事実でない部分は、たとえ極刑に処せられても認めるべきではないと決心致しました。そうしなくては死刑されても臉を安らかに閉じることはできません」と述べ、上告理由書には「こんな理不尽なことで死刑宣言を受けるとすれば、むしろ死刑宣言されるべきはK C I Aである」とさえ言い切っていると言うことです。康宗憲さんの上告理由書もまた同様の主張で貫かれており、そのき然とした態度は聞く者の胸に熱いものをよび起してまいります。

哲頭氏の場合、彼は最終審に到るまで一貫して起訴事実を肯定致しております。「北」に侵入したとされている七三年の三月から七十五日の期間についても、秋田市の友人宅において修士論文の準備にかかっていたという有力なアリバイ証言があるにもかかわらず、彼は法廷で「不安なためアリバイ証言を友人に依頼して△北Vへ行った」とその事実性を拒否したのでした。だがその彼が、最終審決定後の本年始め、北行きを拒否し始めて周辺を動揺させたという情報が伝わってきましたが、それも間もなく行なわれた三月一日の「大統領特赦」による無期刑への減刑によってかき消され、今日に至っております。

力の支配に屈することなく、命を奪われようととも真実を真実として証言する人も、アメと鞭の執ような攻撃にさらされて、尚生き残るために真実をまげざるを得なかった人も、同じ状況下での被害者に変りありません。哲

頭君の場合、李哲さんら関連被告と起訴内容が共通していることや先程のアリバイ、韓国神学大学の関連被告が、取り調べに際して拷問のひどかった事実を挙げて「あのような状況では、あなたでも認めさせられてしまうだろう」と裁判長に抗議している事実などから、私たちは彼の起訴内容には多くの疑問が残されていると受け取っています。従って一方では彼が表立っては言い得ずに持っている「無言の主張」を汲みとりながら、他面では彼の「表向き主張」に即して、一日も早く彼を家族のもとに帰すための努力を続けることが、ここでの救援のあり方だろうと考えております。

ところで哲頭君を救援するものの中に、異なるもう一つの流れが当初からあります。それは彼が「起訴事実」通りのことを行なったと認め、彼が起訴事実を認める限り、死刑はまぬがれ得るとして、その助命懇願を続けてきた人々でした。しかし事柄はさほど容易には進まず最終審でも死刑確定という結果は変わりませんでした。その後本年三月一日、突如大統領特赦として、今回の関連被告中、哲頭君のみが無期への減刑処分の対象とされたのでした。

さらにごく最近、東京品川教会の牧師で佐伯洋一郎という人が光州で哲頭君と会い、その模様を「訪問記」としてある機関誌に発表致しました。その一問一答形式の記述の中で、哲頭君が七五日間北にいきスパイ教育を受け

たこと、アリバイは親友に頼んでおいたがその友人は学生時代に「極左の指導者に祭りあげられていた」こと、自分は共產主義を捨てて反共の闘士として今後がんばりたいこと、自分は北と南の双方を見てきたが、北は負しくて田舎国家みたいなもので、食物もひどいことなどを述べています。

内容については、これまで裁判の過程で述べられてきたことで、別に事新しいことはないのですが、問題は佐伯氏の接し方にあります。巨大な政治的力のもとに幽閉されている人の前で彼はその力を背景にしながら相対しています。そして哲頭君は佐伯氏に對してまさに、裁判官や検事に答えるのと同じ口調で同じ言葉を語っています。そこには、哲頭君の「無言の表現」を読みとっていかうとするとせん細な心くばりを見ることは出来ません。むしろそれと全く逆に、彼の「表向きの主張」を鬼の首でも取ったかのように活字にして全国の諸教会にバラまき、自制して息長い救援の動きを続けようとしているものたちの芽をつみとろうとする鼻息さえがうかがえるので

す。

今後もこうした動きはくり返されることと思えます。その度に私たちは哲頭君の置かれている状況と、私たちの救援のあり方を確認していくことになるでしょう。

お互いの救援が、様相を異にしながらも根ではしっかりと結びついていることを確認してまいりたいと思えます。ご健斗を祈りつつ。

金哲顕君(同志社大 神学部卒)ら全ての政治犯の無罪釈放を!

「三月一日」は、三・一独立運動の記念日にある。六〇年前の一九一九年、日本の植民地支配に対して、数百万の朝鮮人民が、民族の独立をめざして決起した日である。

二年前のこの日、韓国の大統領緊急措置九号などの不当な人権抑圧に対して「民主救国宣言」が発表され、金大中氏他、宣言発表者が連行逮捕された事は、記憶になまなましい。今年も二月二四日に六〇余名の連名で「朴政権を批判する宣言」が出され、ただちに宣言朗読者の咸錫憲氏ら三人が連行されたという。

敵しい圧政下で、不屈の民主化運動を続けるこうした人々の闘いを心にとめたい。声明の内容は「自由・独立・人権を主張した歴史的な三・一精神」が、維新憲法と緊急措置大権によって損なわれ、人間の基本権が現独裁政権の暴力で傷つけられる事は、国家の将来を危うくするものだ」というもので、暴力行使の中止と、責任者の処分を求めている。

こうした動きと、私達が進めている「11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援」する運動とは無関係ではない。

現在、十七名の留学生・青年たちが、韓国 の酷寒のもとで、死刑を含む重刑をうけて、獄中の生活を続けている。とくに白玉光・康

宗憲・李哲の三名は死刑が確定し、いつ命を奪われるか分らないという状況の下におかれる。

そして、こうした極めて困難な状況の下で、なおこうした青年たちが日本における救援を大きな力づけとして、無実や不当逮捕を主張しているわけである。

だが、朴政権の弾圧的姿勢は一向におとろえを見せてはいない。

最近あらたに、県立尼崎高校を卒業し、日本大文学部に学んだ李秀熙(イースヒ)さん、二六才という青年が、八十一・二二関連者Vと同じ時期、七五年十二月に逮捕され、現在七年の刑でソウル拘留所にいる事が判明している。

又、二月二八日には八十一・二二事件Vではないが、七六年に「スパイ」容疑で逮捕された姜宇奎(カンウギユ)さん、六一才、東京で工場経営の人が、死刑が確定している。

こうした弾圧は、硬軟おろませて「アメとムチ」とによってもなされている。私達が、救援に当たっている金哲顕(キムチョルヒョン)さん——市立尼崎高校から同志社大学に学び、七五年十月留学中に逮捕——の場合も、最初は死刑が確定(七六年十二月)していたが、

昨年の三月一日に突如「三・一特赦」という事で、唯一人、死刑から無期へ減刑されるという事態が生じた。もつとも減刑は喜ぶべきことであるけれども、この事によって他の逮捕者に動揺を与え、救援運動を分断しようという意図もふくまれているだろう事に、私達は、重々警戒している。

最近では「日本の友人がアリバイ証言を全面的に否定する事が、逮捕者の釈放を早める」という事を、韓国に面会に行った家族に強く吹きこんでいるという事態もあるという。

だが、こうした事が本人の釈放につながるという何の保障もない。むしろ私達はこの動きが、①家族を動揺させ、②家族と救援会との間を分断させ、③救援会同士の反目・分断を起こそうとする事を、警戒していくべきだと考えている。

「十一・二二関連被告」を、最後の一人まで家族のもとに無事とりもどすまで、私達は協力して救援の動きを絶やしてはならない。一人でも多くの方々が、今後の息の長い救援のために力を貸し、カンパを寄せ、声援をおくって下さるように、切にお願いします。

(※「詩雨おばさん」神戸上映集会で行なった県民の会の訴えです)